

事前協議書

都市計画法開発許可・都市計画法建築許可・都市計画法開発許可要否判定
 盛土規制法宅地造成等工事許可・
 盛土規制法宅地造成等工事許可要否判定
 建築確認、建築基準法許可（第 条 ）
 建築基準法道路位置指定、細街路、その他（ ）
 （該当するものを○で囲むこと）

茨木市都市整備部審査指導課

受 付	年 月 日	受 付	年 月 日
	第 号		第 号
指導係担当者 氏 名		開発審査係担当者 氏 名	

開発者住所氏名	TEL				
開発等の区域の名称 (地名・地番)	茨木市				
設計者住所氏名 (代理人)	担当者名 TEL				
開発等の区域の面積 (うち盛土等の土地の面積)	m ² (m ²)	予定建築物の用途	用途 階 戸 人/ha		
市街化区域・市街化調整区域の別	市街化区域・市街化調整区域	入居予定日	年 月 頃		
		着工予定日	年 月 頃		
用 途 地 域	1 種低住専・2 種低住専・1 種中高住専・2 種中高住専・1 種住居 2 種住居・準住居・近隣商業・商業・準工業・工業・無指定				
その他規制法令等	砂防指定 区 域	生産緑地 区 域	高度地区 (第 種)	地区計画 区 域	土砂災害防止法に よる区域
	内 外	内 外	内 外	内 外	内 外
	その他 ()				
接 続 道 路	種類	国道・府道・市道・私道	幅員	都市計画施設 (道路・公園等)	名称
	名 称		m	流末排水	
水 路	有 ・ 無		里 道		有 ・ 無
土 地 登 記 地 目	宅地・雑種地・農地 山林・その他 ()		地目農地の場合、農地 転用許可等について		有 ・ 無
土 地 の 現 況	建築物の 有 無	有 ・ 無	建築物があるときは そ の 用 途		
開発許可等の目的	新 築 ・ 改 築 ・ 増 築 ・ 用途変更				

注： 中の事項について記入してください。

現 地 調 査	年 月 日
有 効 期 間	年 月 日 から 1 年
備 考	

年 月 日	指 導 内 容

上記以外については、法に基づく申請時の指導に従ってください。

別表（添付図書）

	明 示 す べ き 事 項	縮 尺	都市計画法		盛土規制法
			第 29 条	第 43 条	
位置図	方位 地形 開発等の予定地（着色） 周辺土地利用状況	1/2500 以上	○	○	○
現況図	方位、開発等区域の境界（朱線囲み） 土地の地番、形状、断面 開発等の区域に含まれる公共施設 及び都市計画施設の位置・形状 接続道路の種類・名称・幅員	1/500 以上	○	○	○
土地利用計画図	方位、開発等区域の境界（朱線囲み） 計画公共施設の位置・形状 予定建築物等の用途・規模・位置 接続道路の種類・名称・幅員 建築敷地境界線、道路後退線	1/500 以上	○	○	○
排水計画平面図	雨水、汚水の経路 汚水桝、雨水桝の設置位置・管種・管径・延長 開発等区域の境界（朱線囲み）	1/500 以上	○	○	○
造成計画平面図 造成計画断面図 造成計画求積図	方位、開発等区域の境界（朱線囲み） 盛土又は切土をする前後の地盤面 地盤高 盛土（赤色）又は切土（黄色）の別 盛土又は切土をする土地の求積 ガケ又は擁壁の位置及び形状・種類	1/500 以上	○	○	○
地籍図	申請地（黄色）、里道（赤色）、 水路（青色）に着色		○	○	○
証明等	登記事項証明書 （土地及び建物に関する事項）		※ 1 ○	○	
	土地家屋固定資産税課税台帳証明		※ 1 ○		
予定建築物の各階平面図・立面図・断面図		1/100 又は 1/200	※ 2 ○	○	
その他必要と認める図書 （ ）					

※ 1 市街化調整区域における都市計画法第 29 条及びその他必要な場合に添付。

※ 2 戸建住宅（分譲）の場合は不要。（市街化調整区域における都市計画法第 29 条及びその他必要な場合に添付。）

注 意 事 項

1. この事前協議は、法に基づく申請に先だってあらかじめ開発等の計画の概要について、市長と協議し、指導を受けるものです。また、必要に応じて本事前協議書を利用して、他法令所管部局等との協議調整を行います。
2. 開発等をしようとする者は、この事前協議書に必要事項を記入の上別表に掲げる図書を添付して下さい。
3. 法に基づく申請は、この事前協議書に定められた有効期間内に行ってください。万一、有効期間を経過した場合、事前協議の効力がなくなることがありますので十分注意して下さい。
4. 事前協議書の有効期間は、事前協議が完了したとして市長が事前協議書を返却した日から起算して1年です。
ただし、市街化調整区域で行う日常生活のための物品販売店舗等（都市計画法第34条第1号に係るもの）は6ヶ月です。
5. この事前協議書の内容が法令の改正により新しい法令に抵触することとなったとき又は、大幅な変更のある場合は再度事前協議を必要とする場合があります。
6. この事前協議が完了した場合であっても、法に基づく申請の内容を審査する際、細部について指導を行う場合があります。
7. なお、本事前協議書（添付図書含む）および事前協議結果回答（指導内容含む）については、情報公開条例の対象です。